

輪島市監査公表第 3 号

地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、
同条第9項の規定に基づき次のとおり公表します。

平成24年 2月 3日

輪島市監査委員 湊 良 作



輪島市監査委員 中 山 勝



定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

平成24年1月19日（木）観光課

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 湊 良 作

輪島市監査委員 中 山 勝

4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成23年度の監査資料（平成23年4月から11月まで）に係る事務事業全般及び平成22年度以降分の備品購入費並びに備品台帳を対象として担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に一部について次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○業務遂行にあたっての説明聴取によると、東日本大震災の影響もあり観光客の入り込みが減少傾向である。そのような状況の中、多種多様なイベントを課内一丸となり実施し、誘客に向けて工夫されていることが伺える。

また、観光の目玉の一つでもある「輪島朝市」についても年々減少とのことであり大きな課題と思われる。客足回復のため、朝市組合との連携を図り、誘客対策に意識改革を含めた行政指導をしていただきたい。

○大型客船寄港については、船客から「歓迎態度が良い」との好評を得ていると聞く。わずかな寄港時間ではあるが、輪島塗の良さや世界農業遺産に登録された、「能登の里山里海」の千枚田等を少しでも多くの方々に知っていただくよう、輪島漆器商工業協同組合・輪島市観光協会等との連携をし輪島の存在をPRしていただきたい。また、今年度は誘客推進室を設置されたことから、新たな体制での情報発信を一層強化し「魅力ある輪島」の賑わい創出に取り組まれない。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。

定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

平成24年1月19日（木）農林水産課・門前総合支所農林水産課

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 湊 良 作

輪島市監査委員 中 山 勝

4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成23年度の監査資料（平成23年4月から11月まで）に係る事務事業全般及び平成22年度以降分の備品購入費並びに備品台帳を対象として担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○農林水産課の業務については、農林水産業の振興、畜産及び水産増殖、農業施設の維持管理、農地・漁港の整備や災害復旧工事等、多岐多様な業務に工夫を凝らし遂行されていることが伺える。

また、農地・林地保全という観点から、農地、緑地、環境など地域の問題等も踏まえ、より一層農林業振興の推進に貢献されることを期待する。

○有害鳥獣対策については、タヌキ、イノシシ、シカ等の被害が年々拡大し捕獲もかなり困難とのことである。しかし、今後、益々繁殖し被害の増大が考えられるので、輪島市有害鳥獣対策協議会や猟友会との連携を図り、行政としての対策法を指導していただきたい。

また、一部において次のとおり改善や検討及び適正処理を要する事項が見受けられた。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。

(指摘事項)

①収入未済額について

国営農地開発事業費分担金及び高齢者等肉用牛飼育貸付金元利収入金の滞納が毎年の課題となり、なかなか滞納額減少に繋がっていない。債務者一件あたりの滞納額の多さ、また、相続関係の事情等から、致し方ない

部分もあると思うが、今年度導入された滞納整理システム等を活用し、債務者と納入計画を随時練り直し地道な回収に努められたい。

定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

平成24年1月19日（木）監査委員事務局

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 湊 良 作

輪島市監査委員 中 山 勝

4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成23年度の監査資料（平成23年4月から11月まで）に係る事務事業全般及び平成22年度以降分の備品購入費並びに備品台帳を対象として担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。